

委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業業務

2 業務目的

すべての人が希望をもって生き生きと暮らせるウェルビーイングな環境を実現するため、地域社会におけるデジタル技術の有効活用事例を創出し、本県の「課題解決」又は「魅力向上」につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

デジタル技術を活用して本県の「課題解決」又は「魅力向上」につながる取組を実証事業として実施すること。実施にあたっては、あらかじめ実施期間終了後3年間のKPIを設定すること。具体的な実施事項及び留意点は以下のとおりとする。

(1) 実施事項

① プロジェクト実施計画書の作成

企画提案書をベースとして、県と協議の上、作成すること。

② デジタル技術を活用した実証事業の実施

県内をフィールドとして実証事業（システムやデジタルサービスの導入だけでなく、実証にあたっての関係者説明会や広報活動等の関連作業を含む。）を実施すること。

③ プロジェクト成果の報告

実証事業の内容及び成果を記載した報告書を作成すること。その際、実証事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されるもの）を添付すること。

④ KPIの達成状況の報告（実施期間終了後3年間）

実施期間終了後3年間、あらかじめ設定したKPIの達成状況の確認に協力すること。報告時期は各年度末とするが、具体的な提出期限は県から別途連絡する。

(2) 留意点

① デジタル技術を活用することで、現在の課題がどの程度解決の方向に向かうか、又はどの程度地域の魅力が向上するか、データやアンケート等、客観的な指標を用いて分析・実証すること。

② 実証事業終了後も、「課題解決」又は「魅力向上」につながる取組が継続できるよう、後年度における体制や費用負担を見据えた内容とすること。

③ 他の地域・施設・企業等への横展開が可能な内容とすること。

④ 高額な新規システムの構築は避け、安価でユーザビリティの高い既存システムやデジタルサービスの有効活用を図ること。

5 納品物と納入期限

- ① プロジェクト実施計画書
県との協議終了後、速やかに電子データで提出すること。
- ② プロジェクト成果報告書
令和9年3月31日までに電子データで提出すること。

6 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む。）し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに県から提供された資料等を返還すること。

8 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

9 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 県は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。